8　ココアを含有する調製食料品

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-8」を掲げる関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率（パーセント）
一	一八・四
二	一七・四
三	一六・五
四	一五・五
五	一四・五
六	一三・六
七	一二・六
八	一一・六
九	一〇・七
一〇年目及びその後の各年	一〇・七

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

9　ココアを含有する調製食料品（チョコレートの製造用のものに限る。）

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-9」を掲げる関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。ただし、輸入者による各申請について日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品の数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に三を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。

(b)　各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

10　チーズ

(a)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六一〇・〇二〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	一八・二
二	一六・八
三	一五・四
四	一四・〇
五	一二・六
六	一一・二
七	九・八
八	八・四
九	七・〇
一〇	五・六
一一	四・二
一二	二・八
一三	一・四
一四	〇
一五年目及びその後の各年	〇

(b)　日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六一〇・〇九〇、〇四〇六四〇・〇九〇及び〇四〇六九〇・〇九〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率（パーセント）
一	二四・二
二	二二・四
三	二〇・五
四	一八・六
五	一六・八
六	一四・九
七	一三・〇
八	一一・二
九	九・三
一〇	七・五
一一	五・六
一二	三・七
一三	一・九
一四	〇
一五年目及びその後の各年	〇